

新		旧	
愛媛県事務処理の特例に関する条例 平成12年3月24日 条例第11号		愛媛県事務処理の特例に関する条例 平成12年3月24日 条例第11号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町	事務	市町
1～2 省略		1～2 省略	
3 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市	3 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市
(1) 里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号。以下この項において「省令」という。）第6条第1項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親又は専門里親の里親認定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務		(1) 児童福祉法施行規則第30条の規定に基づく保護受託者になることを希望する旨の申出の受理及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務	
(2) 省令第6条第2項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職業指導里親認定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務		(1)の2 里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号。以下この項において「省令」という。）第6条第1項（省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親又は専門里親の認定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(3) 省令第7条第1項（省令第15条、		(1)の3 省令第7条第1項（省令第15条、	

新		旧	
<p>第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく養育里親希望者、親族里親希望者、短期里親希望者又は専門里親希望者が適当であるかどうかの調査に関する事務</p> <p>(4) <u>省令第7条第2項(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく職業指導里親認定希望者が適当であるかどうかの調査に関する事務</u></p> <p>(5) <u>省令第7条第3項(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親若しくは専門里親の里親認定又は職業指導里親認定をし、又はしないことの決定に係る通知書の交付に関する事務</u></p> <p>(6) <u>省令第8条第1項第5号(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親又は専門里親の里親認定の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(7) <u>省令第8条第2項第6号(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく職業指導里親認定の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p>		<p>第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく養育里親希望者、親族里親希望者_____又は専門里親希望者が適当であるかどうかの調査に関する事務</p> <p>(1)の4 <u>省令第7条第2項(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親又は専門里親の認定_____をし、又はしないことの決定に係る通知書の交付に関する事務</u></p> <p>(1)の5 <u>省令第8条第5号_____ (省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく養育里親、親族里親、短期里親又は専門里親の認定_____の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p>	

新		旧	
<p>(8)・(9) 省略</p> <p>(10) 省令第11条第1項第3号(省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく養育里親、短期里親又は専門里親に係る登録の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(11) 省令第11条第2項第2号(省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく職業指導里親に係る登録の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(12)・(13) 省略</p> <p>(14) 省令第13条第3項(省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく職業指導を継続することが困難となった旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(15)・(16) 省略</p>		<p>(1)の6・(1)の7 省略</p> <p>(1)の8 省令第11条第3号(省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定に基づく養育里親、短期里親又は専門里親に係る登録の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(1)の9・(1)の10 省略</p> <p>(1)の11・(2) 省略</p>	
4～13 省略		4～13 省略	
<p>14 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第19号から第44号まで及び第49号から第52号までの事務については、2以上の市町の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条第1項若しくは第2項に規定する業務を行う施</p>	保健所を設置する市	<p>14 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第19号から第44号まで及び第49号から第52号までの事務については、2以上の市町の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設</p>	保健所を設置する市

新		旧	
設を開設する医療法人に係るものを除く。)		___を開設する医療法人に係るものを除く。)	
(1) ~ (52) 省略		(1) ~ (52) 省略	
14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条第1項若しくは第2項に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。）	保健所を設置する市	14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設 _____を開設する医療法人に係るものに限る。）	保健所を設置する市
(1) ~ (20) 省略		(1) ~ (20) 省略	
15 ~ 39 省略		15 ~ 39 省略	
40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの_____	保健所を設置する市	40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第6号から第9号まで及び第11号の事務については、医療機器の販売業及び賃貸業に係るものに限る。）	保健所を設置する市
(1) 法第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可に関する事務			
(2) 法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新に関する事務			
(3) 法第7条第3項ただし書の規定に基づく薬局の管理者の薬局以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可に関する事務			
(4) 法第10条の規定に基づく薬局の廃止等の届出の受理に関する事務			
(5) 法第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可に関する			

新		旧	
<p><u>る事務</u></p> <p>(6) <u>法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新に関する事務</u></p> <p>(7) <u>法第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可に関する事務</u></p> <p>(8) <u>法第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新に関する事務</u></p> <p>(9) <u>法第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に関する事務</u></p> <p>(10) <u>法第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認に関する事務</u></p> <p>(11) <u>法第14条第10項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(12) <u>法第14条の8第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の承継の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(13) <u>法第14条の9の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(14) <u>法第17条第4項において準用する法第7条第3項ただし書の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造管理者の製造所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可に関する事務</u></p>			

新		旧	
(15) <u>法第19条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の廃止等の届出の受理に関する事務</u>			
(16) <u>法第19条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の製造所の廃止等の届出の受理に関する事務</u>			
(17) <u>法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可に関する事務</u>		(1) <u>法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可に関する事務</u>	
(18) <u>法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新に関する事務</u>		(2) <u>法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新に関する事務</u>	
(19) <u>法第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理に関する事務</u>		(3) <u>法第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理に関する事務</u>	
(20) <u>法第40条第1項において準用する法第10条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の廃止等の届出の受理に関する事務</u>		(4) <u>法第40条第1項において準用する法第10条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の廃止等の届出の受理に関する事務</u>	
(21) <u>法第40条第2項において準用する法第10条の規定に基づく管理医療機器の販売業及び賃貸業の廃止等の届出の受理に関する事務</u>		(5) <u>法第40条第2項において準用する法第10条の規定に基づく管理医療機器の販売業及び賃貸業の廃止等の届出の受理に関する事務</u>	
(22) <u>法第69条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事務</u>			
(23) <u>法第69条第2項の規定に基づく薬局開設者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する報告の徴収及び立入検査</u>		(6) <u>法第69条第2項の規定に基づく_____</u> _____報告の徴収及び立入検査等	

新		旧	
<p>に関する事務</p> <p>(24) 法第70条第1項の規定に基づく薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する廃棄等の措置命令に関する事務</p> <p>(25) 法第71条の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する検査命令に関する事務</p> <p>(26) 法第72条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する製造管理又は品質管理の改善命令等に関する事務</p> <p>(27) 法第72条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業者に対する構造設備の改善命令等に関する事務</p> <p>(28) 法第72条第4項の規定に基づく薬局開設者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する構造設備の改善命令等に関する事務</p> <p>(29) 法第72条の2の規定に基づく薬局開設者に対する薬剤師の増員命令に関する事務</p> <p>(30) 法第72条の3の規定に基づく薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する業務運営改善等の措置命令に関する事務</p> <p>(31) 法第73条の規定に基づく薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業並</p>		<p>に関する事務</p> <p>(7) 法第70条第1項の規定に基づく_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 廃棄等の措置命令に関する事務</p> <p>(8) 法第72条第4項の規定に基づく_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 構造設備の改善命令等に関する事務</p> <p>(9) 法第72条の3の規定に基づく_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 業務運営改善等の措置命令に関する事務</p> <p>(10) 法第73条の規定に基づく_____</p> <p>_____</p>	

新		旧			
(40) <u>政令第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付に関する事務</u>					
(41) <u>政令第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付に関する事務</u>					
(42) <u>政令第7条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理に関する事務</u>					
(43) <u>政令第8条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳の備付けに関する事務</u>					
(44) <u>政令第11条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の交付に関する事務</u>					
(45) <u>政令第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付に関する事務</u>					
(46) <u>政令第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付に関する事務</u>					
(47) <u>政令第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理に関する事務</u>					
(48) <u>政令第15条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可台帳の備付けに関する事務</u>					
(49) <u>政令第19条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の承認台帳の備付けに関する事務</u>					

新		旧	
<p>(50) <u>政令</u></p> <p><u>第44条第1項の規定に基づく薬局開設並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の交付に関する事務</u></p> <p>(51) <u>政令第45条第1項の規定に基づく薬局開設並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の書換え交付に関する事務</u></p> <p>(52) <u>政令第46条第1項の規定に基づく薬局開設並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の再交付に関する事務</u></p> <p>(53) <u>政令第46条第3項及び第47条の規定に基づく薬局開設並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の返納の受理に関する事務</u></p> <p>(54) <u>政令第48条の規定に基づく薬局開設並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可台帳の備付けに関する事務</u></p> <p>(55) <u>薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第3項の規定に基づく薬局開設の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務</u></p> <p>(56) <u>省令第16条第4項の規定に基づく薬局開設の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務</u></p> <p>(57) <u>省令第19条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請</u></p>		<p>(13) <u>薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）</u> <u>第44条第1項の規定に基づく</u> <u>高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の交付に関する事務</u></p> <p>(14) <u>政令第45条第1項の規定に基づく</u> <u>高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の書換え交付に関する事務</u></p> <p>(15) <u>政令第46条第1項の規定に基づく</u> <u>高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の再交付に関する事務</u></p> <p>(16) <u>政令第46条第3項及び第47条の規定に基づく</u> <u>高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の返納の受理に関する事務</u></p> <p>(17) <u>政令第48条の規定に基づく</u> <u>高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可台帳の備付けに関する事務</u></p>	

新		旧	
<p><u>の添付書類の特例の認定に関する事務</u></p> <p>(58) <u>省令第25条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務</u></p> <p>(59) <u>省令第99条第3項において準用する省令第16条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務</u></p> <p>(60) <u>省令第100条第3項において準用する省令第16条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務</u></p> <p>(61) <u>省令第160条第3項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務</u></p> <p>(62) <u>省令第174条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務</u></p> <p>(63) <u>薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第112号）附則第3条の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に係る新たに申請書に記載すべきこととなった事項の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(64) <u>前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</u></p>		<p>(18) <u>前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</u></p>	
40の2～62 省略		40の2～62 省略	

新	旧